

大阪府営住宅内自動販売機設置事業者募集要項（第26回）

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件（6管内計25団地26台）

(1) 高槻管理センター管内（3団地3台）

物件番号	団地名	所在地（住居表示）	管理戸数	設置面積	台数	最低使用料 (税抜き年額)	備考
1	高槻芝生	高槻市芝生町二丁目	1,284戸	1㎡ 未満	1台	17,300円	【再募集】
2	高槻城東	高槻市城東町	308戸	1㎡ 未満	1台	17,300円	【再募集】
3	茨木安威	茨木市南安威二丁目	770戸	1㎡ 未満	1台	17,300円	【再募集】

(2) 大阪府営住宅寝屋川管理センター管内（1団地2台）

物件番号	団地名	所在地（住居表示）	管理戸数	設置面積	台数	最低使用料 (税抜き年額)	備考
4	守口錦通	守口市寺方錦通四丁目	288戸	1㎡ 未満	1台	17,300円	【再募集】 ※集会所
5				1㎡ 未満	1台	17,300円	【再募集】

(3) 大阪府営住宅藤井寺管理センター管内（5団地5台）

物件番号	団地名	所在地（住居表示）	管理戸数	設置面積	台数	最低使用料 (税抜き年額)	備考
6	八尾北久宝寺	八尾市北久宝寺二丁目	241戸	1㎡ 未満	1台	17,300円	【再募集】
7	富田林西	富田林市美山台	100戸	1㎡ 未満	1台	17,300円	【再募集】
8	富田林錦ヶ丘	富田林市錦ヶ丘町	264戸	1㎡ 未満	1台	17,300円	【再募集】
9	貴望ヶ丘	河内長野市貴望ヶ丘	470戸	1㎡ 未満	1台	17,300円	【再募集】
10	羽曳野野々上	羽曳野市野々上五丁目	331戸	1㎡ 未満	1台	17,300円	【再募集】

(4) 大阪府営住宅堺東管理センター管内 (6団地6台)

物件番号	団地名	所在地 (住居表示)	管理戸数	設置面積	台数	最低使用料 (税抜き年額)	備考
11	深井中町	堺市中区深井中町	189戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】
12	堺東陶器	堺市中区福田	176戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】
13	堺南長尾	堺市北区南長尾町三丁, 四丁	443戸	1㎡未満	1台	17,300円	建物 【再募集】 ※集会所
14	堺新金岡2丁3番 ※旧金岡東第2	堺市北区新金岡町二丁	537戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】 ※集会所
15	堺新金岡2丁6番 ※旧金岡東第2	堺市北区新金岡町二丁	430戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】 ※集会所
16	美原南余部	堺市美原区南余部一丁, 二丁, 三丁	496戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】

(5) 泉北ニュータウン管理センター管内 (3団地3台)

物件番号	団地名	所在地 (住居表示)	管理戸数	設置面積	台数	最低使用料 (税抜き年額)	備考
17	榎塚台第1 (注)	堺市南区榎塚台一丁	1,128戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】 ※集会所
18	御池台2丁	堺市南区御池台二丁	170戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】
19	桃山台3丁西	堺市南区桃山台三丁	150戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】

(注) 物件番号17 榎塚台第1については、団地内に今回募集の自動販売機とは別に1台の自動販売機が設置されています。

(6) 大阪府営住宅泉大津管理センター管内 (7団地7台)

物件番号	団地名	所在地 (住居表示)	管理戸数	設置面積	台数	最低使用料 (税抜き年額)	備考
20	岸和田土生	岸和田市土生町五丁目	601戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】 ※集会所
21	泉大津要池	泉大津市要池	708戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】
22	泉大津東助松	泉大津市東助松町三丁目	144戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】
23	泉大津助松	泉大津市助松町三丁目	33戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】
24	貝塚王子	貝塚市王子	50戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】
25	佐野泉陽ヶ丘	泉佐野市中庄	42戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】
26	高石加茂	高石市加茂一丁目	105戸	1㎡未満	1台	17,300円	【再募集】

※ 管理センター単位で募集します。なお、複数の管理センターに応募することは可能です。

* 設置面積には、空き容器の回収ボックスを含みません。

* 自動販売機の電気は、原則、設置事業者において電気事業者と直接契約するものとします。（電気引込工事等は設置事業者が負担）

※ なお、備考欄に「集会所」と記載のある住宅については、現在、集会所の分電盤等から自動販売機設置場所まで電気コードを設置し、自動販売機を稼働しています。（電気代は設置事業者が自治会へ支払っています。）設置後、引続き「集会所」から電気供給を希望する場合は、電気代の精算・支払方法について自治会と協議してください。

* 備考欄に「【再募集】」と記載ある物件は、現在、事業者が自動販売機を設置している物件で、令和2年3月31日が使用許可期限となっているため、令和2年4月1日以降の設置事業者を募集する物件です。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。）であること。

① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由なく大阪府との契約を履行しなかった者

⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等の免許を有していること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号の規定に該当しない者であること。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

- (6) 大阪府税（大阪府に事業所がない場合など、大阪府税の納入義務がない者は、本店所在又は本人在住の都道府県税）に係る徴収金を完納し、かつ、最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納している者。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日とします。

令和3年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年毎に申請を行うことにより、最長、令和7年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

② 使用料

管理センター単位で設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）をもって年額使用料とします。ただし、1公募物件に記載する各物件の備考欄に「建物」と記載のある場合は、応募価格（税抜き額）に原則として百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。

使用料は、大阪府の発行する納入通知書により、令和2年3月31日までに全額納入してください。

※ 納期限を過ぎて納付した場合、延滞金が発生しますのでご注意ください。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置（電気引込工事を含む）及び撤去に要する工事費、移転等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費は、設置事業者の負担とします。

自動販売機の設置等に伴う工事に際しては事前に大阪府と協議するとともに、各団地自治会に工事内容及び工事日程を説明し、工事中は入居者や通行人の安全に努めてください。

④ 設置条件

○ 設置位置は、設置図に示していますので、その箇所に設置してください。また、設置図に記載されている注意事項について特に考慮してください。

○ 夜間は消灯可能な自動販売機を設置してください。消灯時間帯は、自治会と協議してください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。

② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。

⑤ 酒類の販売は行わないこと。

⑥ 商品は飲料品（乳飲料を含む。）とし、参考小売価格より高い価格で販売しないこと。

⑦ できる限り令和元年度大阪府グリーン調達方針に適合した自動販売機の設置に努めること。

〈参考〉 大阪府グリーン調達方針のホームページアドレス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>

⑧ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

(3) 商品の条件

商品は、缶又はペットボトル（ビンは不可とする）など密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。

(4) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個以上回収ボックス（強風等による飛散防止に配慮すること。）を設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
ただし、自治会からアルミ缶等について再利用したい旨の申し出があった場合は、受諾すること。
その際、回収・処分方法について自治会と協議すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ **自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。**
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑥ 自動販売機付近に放置された空き缶を処理すること。
- ⑦ 大阪府が自治会等と協議を行うにあたって、設置事業者に協力を求める場合は協力すること。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

また、府営住宅指定管理者等が行う補修等工事や地元府営住宅自治会等の特別な事情により、自動販売機の移設若しくは自動販売機による商品の販売を一時的に中止しなければならない場合は、これに応じてください。

なお、自動販売機の移設若しくは自動販売機による商品の販売の一時中止に伴う事業者損失について、府はその責を負いません。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合 ※簡易書留で送付してください。

※封筒表面に「自動販売機応募」と朱書きしてください。

申込受付期間 令和2年2月3日(月)～令和2年2月13日(木) 必着

送り先 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室 施設保全課 資産活用グループ 宛

持参する場合

申込受付期間 令和2年2月12日(水)～令和2年2月13日(木)

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

提出先 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）26階

大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室 施設保全課 資産活用グループ

- (2) 必要な書類（①から⑥を各1部）
- ① 応募申込書(大阪府所定様式)
 - ② 誓約書①(大阪府所定様式)
 - ③ 誓約書②(大阪府所定様式)
 - ④ 販売品目 (大阪府所定様式)
 - ⑤ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し
 - ⑥ 設置を希望する自動販売機のカタログ

- (3) その他
電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

5 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、各管理センター単位で設置事業者を決定します。
- (2) 管理センター管内の公募物件について、大阪府が設定する最低使用料以上の額で、それぞれの公募物件に応募し、かつ、その応募価格の合計が最高となる価格で応募申し込みを行った者を当該管理センター管内の公募物件にかかる設置事業者とします。
- なお、商品の参考価格は、審査の対象となりません。

例えば、高槻管理センター管内の設置事業者は次のとおり決定します。

高槻管理センター管内の公募物件番号1～3番の全てについて大阪府が設定する最低使用料以上の価格で応募し、かつ公募物件1～3番の応募価格の合計が最高となる価格で応募申し込みをされた方を、高槻管理センター管内の公募物件1～3番にかかる設置事業者とします。

※公募物件に一つでも価格が最低使用料を下まわるもの又は、空欄の場合は失格とします。

他の管理センター管内の公募物件についても、同様の方法で設置事業者を決定します。

- (3) くじによる設置事業者の決定
最高となった応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。令和2年2月17日(月)午前11時を予定しています。事前に当該応募者に連絡します。
- (4) 設置事業者の公表
設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名(法人の場合法人名)を掲載します。
- (5) その他
設置事業者の決定は、令和2年2月18日(火)の予定です。

6 大阪府警察本部への個人情報の提供

- (1) 設置事業者に決定した者が法人の場合で、大阪府から提出の求めがあったときは、決定後速やかに履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書及び役員名簿(住所、氏名、読み仮名、生年月日、性別がわかるもの)を提出してください。
- (2) 設置事業者に決定した者が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、決定者から提出の

あった履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報大阪府警察本部に提供します。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和2年3月3日(火)までに、行政財産使用許可申請書を応募した物件の各管理センターに提出してください。

併せて、「2 応募資格要件」(6)に記載する税の納付の証明として、大阪府税事務所(ただし、大阪府税の納入義務がない者は、本店所在又は本人在住の都道府県税事務所)の発行する全税目の納税証明書(「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも原本で3か月以内に発行されたものに限る。)を提出してください。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

9 重要な変更

本要項において、重要な変更等があった場合は大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課ホームページに掲載します。

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikashitsuke/index.html>

10 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課資産活用グループ 担当：原井・平田

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 26階

電話06-6941-0351(代表) 内線4346